

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況および審議会等の会議公開状況

問／市政情報課 内2365 □463-1759

1 情報公開制度

この制度は、市が持つている公文書を、市民の皆さんと共有するための仕組みです。平成21年度の受付処理件数等は、表1のとおりです。請求者等の区分については、表2のとおりです。

2 個人情報保護制度

この制度は、市が持つている皆さんの個人情報の適正な取り扱いについて、基本的なルールを定めるとともに、自分に関する個人情報（「自己情報」といいます。）の開示、報告、訂正、削除などを請求する権利を保障するものです。平成21年度の自己情報の開示、訂正および利用中止請求は、ありませんでした。市が個人情報を取り扱つて事務を行う場合は、その収集目的や記録項目を届け出るところになります。

的な取り扱いが認められています。

3 異議申立ての状況

平成21年度の異議申立ては、ありませんでした。※公開してはならない情報や公文書が不存在のとき、非公開の決定となります。また、公開できる情報と公開してはならない情報の両方が含まれている場合、部分公開の決定となります。

4 会議公開制度

この制度は、公正で透明な会議運営と市政への市民参加促進のため、審議会等の会議を公開するものです。法令で設置を定められている会議や学識経験者を含み構成されている会議は原則公開され、審議検討内容を傍聴することができます。平成21年度の審議会等の会議公開状況は、表5のとおりです。

今後も、これらの制度が市政に対する信頼の基礎となるよう、市民の皆さんに開かれますので、積極的にご利用ください。

表1 請求・申出の受付処理件数および処理状況

実施機関	受付件数		決定の状況			
			公開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取下げ
市長	13件 18文書	請求 申出	13件18文書 6文書	9文書	3文書(2文書)	---
教育委員会	6件 9文書	請求 申出	6件9文書 5文書	4文書	---	---
計	19件 27文書	請求 申出	19件27文書 11文書	13文書	3文書(2文書)	---

※申出とは、情報公開請求権を有しない方の公開の申出に実施機関が任意的公開を行った場合をいいます。

表2 請求者・申出者の区分

請求権者	区分		人数
	市内に住所のある方	市内に事務所や事業所がある個人・法人・団体	
	市内に事務所や事業所がある個人・法人・団体	0	0
	市内の事務所や事業所に勤務している方	0	0
	市内の学校に在学している方	0	0
	理由を明示して請求する個人・法人・団体	15	15
	計		19

表3 個人情報取扱事務の登録件数

区分	新規登録	変更	廃止	平成22年3月31日現在登録
件数	15	464	9	964

表4 個人情報の収集および目的外利用・外部提供の状況

区分	取扱件数
本人以外からの収集	25
目的外の利用	19
外部への提供	11

表5 審議会等の会議公開状況

開催回数	公開・非公開の状況		傍聴人数
	公開	非公開	
334	142	192	137

※公開の会議の回数には一部非公開の会議（3回）を含みます。

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、朝霞市介護認定審査会など、個人情報を取り扱う審議を行ったためです。

会議の日程や開催場所については、市ホームページや市政情報コーナーでお知らせしています。